

令和8年度 大阪市障がい児等療育支援事業の委託に係る法人募集要項

1 業務内容に関する事項

(1) 基本方針

- ア 本事業を利用する障がい児（者）（以下「利用者」という。）の地域における生活を支えるため、障がい児施設の有する機能及び地域の療育資源を活用するなどして、利用者ならびに保護者の障がい受容を進めていくなど、早期から身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図り、将来の青年・成人期での自立性や生活の質を高める。
- イ 利用者及び利用者の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った事業実施に努めなければならない。
- ウ 地域及び家族との結び付きを重視した運営を行い、本市、障がい福祉サービス事業を行う者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
- エ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 基本条件

事業の委託は、応募法人のうち適切な事業運営ができると認められ、別紙「大阪市障がい児等療育支援事業委託仕様書」に基づく受託の準備が整っている法人（以下「受託者」という。）に対して行う。

(3) 事業内容

地域における生活を支えるため、障がい児施設の有する機能及び地域の療育資源を活用するなどして、利用者ならびに保護者の障がい受容を進めていくなど、早期から身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。

(4) 業務の範囲

- ア 委託業務名称
大阪市障がい児等療育支援事業委託業務
- イ 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、事業委託契約を締結する。
- ウ 事業実績報告書の提出
事業終了後、20日以内に事業実績報告書を市長に提出する。
- エ 具体的内容について、別紙1「大阪市障がい児等療育支援事業委託仕様書」及び別紙2「大阪市障がい児等療育支援事業の実施上の留意点について」を参照のこと。

2 契約条件等に関する事項

(1) 委託料の額

「大阪市障がい児等療育支援事業仕様書」に定める額とする。

(2) 支払時期

委託料は、契約締結後、本市の指定する時期に、確定払いにより支払う。

(3) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約単価に含まれるものとし、本市は、それ以外の費用を負担しない。

3 受託者選定にあたっての手続き等に関する事項

(1) 提出書類

- ア 障がい児等療育支援事業受託応募書（様式第1号）
- イ 申立書（様式第2号）
- ウ 障がい児等療育支援事業計画書（様式第3号）
- エ 障がい児等療育支援事業参加資格及び事業実績確認票（様式第4号）

(2) 申請書類提出、スケジュール等

ア 申請書類の提出期限

令和8年2月20日（金）までに郵送又は持参により提出すること。

持参の場合は、土・日・祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで（ただし、12時15分から13時00分までを除く。）

提出期限は厳守すること。なお、ファックス、電子メールによる提出は受け付けない。

イ 提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課（大阪市役所6階）

ウ 審査結果

審査結果は、令和8年3月6日（金）頃までに全申請者に対して書面で通知する。

(3) 参加資格要件、必要な資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

ア 法人格を有すること。

イ 令和7年度までに本市と障がい児等療育支援事業委託契約の実績があること、または大阪市内に事業所等を置き、社会福祉事業を行っている法人が運営している事業所で、所管の法律に基づく次のア・イのいずれかの事業所指定を、契約日現在本市から受けている事業所であること。

ア) 特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法）

イ) 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業（児童福祉法）

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

エ 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア) 法人税

イ) 消費税及び地方消費税

ウ) 地方税

オ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者若し

くは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当していないこと。

力 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指名を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等でないこと。

4 受託事業者として果たすべき責任

（1）個人情報保護の取扱い

- ①利用者及び利用者家族等のプライバシーの尊重に留意すること。
- ②業務目的の範囲内で、個人情報を関係機関と共有する場合には、あらかじめ書面により利用者から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の同意を得ること。
- ③同一法人内であっても、個人情報が他の職員に自由に閲覧できないよう適切に管理すること。
- ④個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本市の定める大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第5号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する規則（令和5年規則第36号）等の関係法令（ガイドラインを含む。）を遵守して、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

（2）情報公開への対応

受託事業者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するための必要な措置を講じなければならない。

（3）苦情解決体制の整備

苦情解決に当たっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

（4）法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。

5 委託契約の解除

委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でないと本市が認めるときは、委託契約を解除することがある。この場合、受託事業者の損害に対し、本市は補償しない。

また、委託契約解除に伴い、本市に損害が生じた場合、損害賠償請求を行うことがある。

6 申請上の注意事項

- （1）申請書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- （2）提出された書類については、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を有する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- （3）提出された申請書は返却しない。
- （4）提出期限終了後の申請書類の再提出及び差し替え等は認めない。
- （5）提出された書類に虚偽の内容があった場合には当該申請書を無効とする。

7 事業の実施について

事業実施に支障がないと認められ選定された法人は、所定の手続きを経て本市と事業委託契約を締結し、事業を実施する。但し、令和8年度予算案が大阪市会で議決されることを前提とする。なお、選定後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

8 選定法人の委託契約後の実施事項

(1) 事業実施場所の確保

事業を実施するにあたり、実施場所については法人が確保すること。

(2) 地元住民への説明

事業運営にあたって必要な地元等関係先との調整や説明会等については適切に実施すること。

9 提出先、問合せ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課 柳澤・丸山

電話 06-6208-7999